

公益財団法人新潟県スポーツ協会 役員等候補者選出委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）役員等選任規程（以下「規程」という。）第6条に規定する役員等候補者選出委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(所管)

第2条 委員会は、次の事項を所管する。

- (1) 規程第4条に規定する理事候補者及び監事候補者を定め、評議員会に推薦すること。
- (2) 規程第5条に規定する評議員候補者を定め、評議員選定委員会に推薦すること。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員は、次の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

- (1) 本規程第2条第1号の事項の委員については、評議員及び学識経験者とする。
 - (2) 本規程第2条第2号の事項の委員については、理事及び学識経験者とする。
- 2 委員長は、会長が委員の中から委嘱し、委員会を代表して会務を統括する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日から2年以内とする。ただし再任を妨げない。なお、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 前2項の定めにかかわらず、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の委員合意があったものとみなす。
- 4 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会において定める。

(議事録)

第6条の2 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、委員長及び出席委員

のうち1名が記名押印する。

(改廃)

第7条 の規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

令和6年1月1日改正